

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第52号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「講師」の右に「, 裁判員, 裁判員候補者, 補充裁判員, 選任予定裁判員」を加える。

附 則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

(総務局人事部給与課)